

財団法人 北海道青少年福祉協会寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人北海道青少年福祉協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を札幌市南区真駒内柏丘7丁目8番1号におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、青少年の福祉向上に関する事業を目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 青少年の福祉のための事業
- (2) 青少年および青少年育成団体研修のための事業
- (3) 青少年の芸術、文化を高めるための事業
- (4) 青少年の体育、スポーツ、レクリエーションのための事業
- (5) 北海道青少年会館及び本条の事業に係る施設の管理運営
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産および会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴なう収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成し、処分することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事4分の3以上の同意を経、北海道知事の承認をえて、その一部にかぎり処分することができる。

- (1) 法人の設立にさいし基本財産とされた財産

(2) 法人の設立後に基本財産として指定して寄付された財産

(3) 法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署、または確実な銀行に預け入れ、もしくは信託会社に信託し、あるいは国公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 8 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算・決算)

第 9 条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後 3 カ月以内にその年度末財産目録および事業報告書とともに監事の監査を経て、理事会の認定に附さなければならない。

(会計年度)

第 10 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 役員、評議員および職員

(役員の種類)

第 11 条 この法人に次の役員をおく。

理 事 6 名以上 1 0 名以内

監 事 2 名

(役員の選任)

第 12 条 理事および監事は、評議員会において選任する。

2 理事長は理事の互選とし、副理事長および常務理事は理事のうちから理事会の議をへて、理事長が指名する。

3 理事、監事および評議員は、相互にこれがかねることができない。

(役員の職務)

第 13 条 理事は理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

2 理事長は、この法人を代表し業務を総括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長の命をうけて業務を処理し、理事長、副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

5 監事は民法第59条の職務を行なう。

(役員 の 任期)

第14条 役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し、再 任 を 妨 げ ない。

2 補 欠 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と する。

3 役 員 は、辞 任 ま た は 任 期 満 了 の 場 合 に お い て も、後 任 者 が 就 任 す る ま で そ の 職 務 を 行 わ ね ば な ら ない。

(役員 の 解 任)

第15条 その地位にふさわしくない行為を行った役員は、理事会および評議員会の議決により解任することができる。

(役員 の 報 酬)

第16条 この法人の役員は無給とする。ただし、理事長、常務理事及び常勤の理事は有給とすることができる。

(評 議 員 の 選 任)

第17条 この法人に、評議員6名以上10名以内をおく。

2 評 議 員 は、理 事 会 で 選 任 す る。

3 第14条および第15条の規定は、評議員について準用する。

この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評 議 員 の 職 務)

第18条 評議員は、評議員会を組織して、理事長の諮問に応じ、重要な事項について審議し、助言する。

(職 員)

第19条 この法人の事務を処理するため職員をおく。

2 職 員 は 理 事 長 が 任 免 す る。

(顧 問 お よ び 参 与)

第19条の2 この法人に顧問および参与をおくことができる。

2 顧 問 お よ び 参 与 は、理 事 会 の 同 意 を 得 て 理 事 長 が 委 嘱 す る。

3 顧 問 は、こ の 法 人 の 運 営 方 針 に 関 し 理 事 長 に 意 見 を 具 申 す る。

4 参 与 は、こ の 法 人 の 運 営 に 関 し 理 事 長 の 諮 問 に 応 ず る。

第4章 理 事 会

(構 成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第21条 理事会は、この寄付行為に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の認定
- (3) 資産の処分
- (4) 重要な規定の制定改廃
- (5) その他この法人の運営に関する重要なこと

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は毎年2回開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上の者から会議の目的および事項を示して請求のあったときは、臨時に理事会を招集しなければならない。

3 緊急必要のある場合は、理事長は書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会開催の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者および表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領および発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および出席理事のなかから、その理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 評議員会

(構成)

第28条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(招集)

第29条 評議員会は、理事長が必要と認めるとき招集する。

(議長)

第30条 評議員会の議長は、その都度、出席評議員の互選によって選出する。

(規定の準用)

第31条 第24条から第27条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第6章 寄付行為の変更ならびに解散

(寄付行為の変更)

第32条 この寄付行為は理事会において、理事の4分の3以上の同意を経、北海道知事の認可をえなければ変更することができない。

(解散・残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を経、北海道知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産の処分は、理事会の議決により決定する。

第7章 雑 則

(委任)

第34条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(昭和46年12月1日知事認可)

- 1 この法人の設立当初の役員は、この寄付行為の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は昭和48年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、この寄付行為の規定にかかわらず、別紙事業計画書および収支予算書のとおりとする。

附 則（昭和55年2月8日知事認可）

- 1 この寄付行為は、昭和55年2月8日から施行する。
（第17条の2顧問および参与追加）

附 則（平成7年3月24日知事認可）

- 1 この寄付行為は、平成7年3月24日から施行する。
（第9条（認定月）および第16条（理事長有給）の改正）

附 則（平成11年3月30日知事認可）

- 1 この寄付行為は、平成11年3月30日から施行する。
（第4条事業の第5号を追加）
（第11条理事定数の改正）
（第12条および第15条の改正、第17条、第18条および第5章評議員（会）を追加）

附 則（平成12年3月31日知事認可）

- 1 この寄付行為は平成12年3月31日から施行する。
（第9条の（認定月）の変更）

附 則（平成12年7月25日知事認可）

- 1 この寄付行為は平成12年7月25日から施行する。
（第16条（有給役員）の変更）

附 則（平成17年4月15日知事認可）

- 1 この寄付行為は平成17年4月15日から施行する。
（第3条（目的）および第4条（事業）の改正）
（第22条（招集）の第3項を追加）